

改正大気汚染防止法に係る説明会について

改正大気汚染防止法では、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策の規制が強化されますので、改正内容について説明会を開催します。

第2回、第3回の詳細につきましては、1ヵ月前を目途に以下の千葉県ホームページに詳細ページへのリンクを作成しますので、御確認をお願いします。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prevention/20210401kaisei.html>

(検索ワード:「千葉県」・「法改正」・「レベル3追加」)

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止や開催方法を変更する場合がありますので、御承知おきください。

1 開催日時・場所

	日時	場所
第1回	令和3年4月26日(月) 午後2時30分から午後3時30分 まで(受付開始:午後2時から)	佐倉市鎚木仲田町8-1 千葉県印旛合同庁舎 2階大会議室
第2回 (予定)	令和3年5月19日(水) (午後)	木更津市貝淵3-13-34 千葉県君津合同庁舎 大会議室
第3回 (予定)	令和3年5月24日(月) (午後)	松戸市小根本7番地 千葉県東葛飾合同庁舎 6階第1会議室

※各回で開催場所が異なりますので、お間違いのないようお願いいたします。

2 定員

各回70名程度(申込多数の場合は抽選とします)

3 内容

大気汚染防止法の改正について

(講師:千葉県環境生活部大気保全課大気規制班)

4 対象者

県内で解体等工事を予定している発注者、工事関係業者
自治体職員

5 申込方法

参加申込票（別紙）に必要事項を御記入の上、大気保全課大気規制班までファックスまたは電子メールにてお申し込みください。

申込期限 第1回：4月20日（火）まで
（第2回以降は、申込を開始していません）

【問い合わせ】

千葉県 環境生活部 大気保全課 大気規制班

電 話 043-223-3804

F A X 043-224-0949

E-mail e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp

6 その他

- ・会場へは公共の交通機関の利用をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、当日のマスク着用と会場での手指消毒等の感染症対策をお願いする他、発熱等の体調不良時及び新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者に該当する場合は参加を控えていただくようお願いいたします。
- ・会場の都合により、申込者多数の場合には、抽選とさせていただきます。なお、1所属1名までの参加に変更をお願いするか、別の開催日程を御案内させていただきます場合があります。